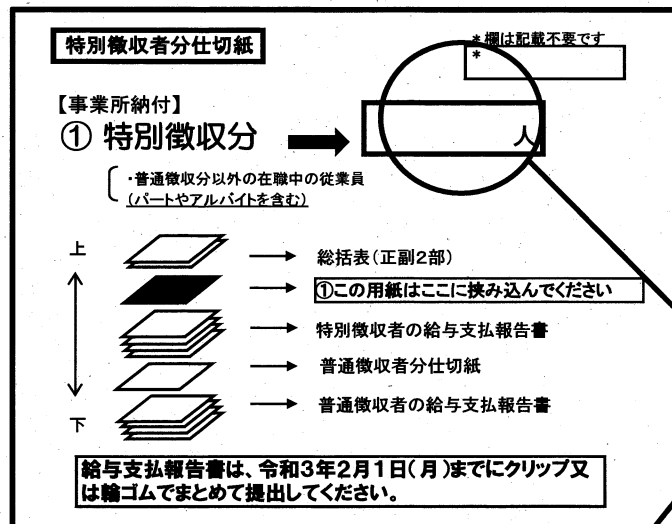
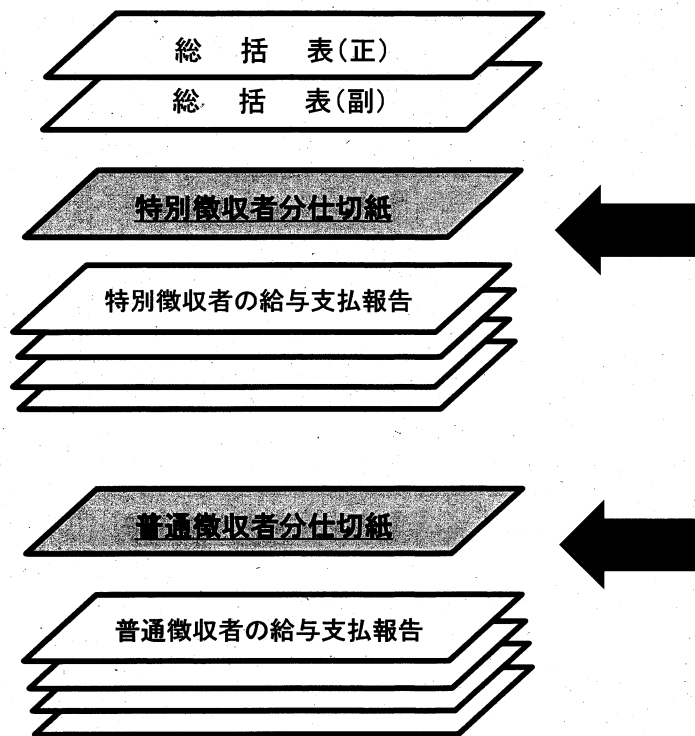


特別徴収と普通徴収の仕分け方法について

給与支払報告書(総括表)の提出にあたり、特別徴収の対象となる方の要件を確認のうえ、適切に仕分け願います。

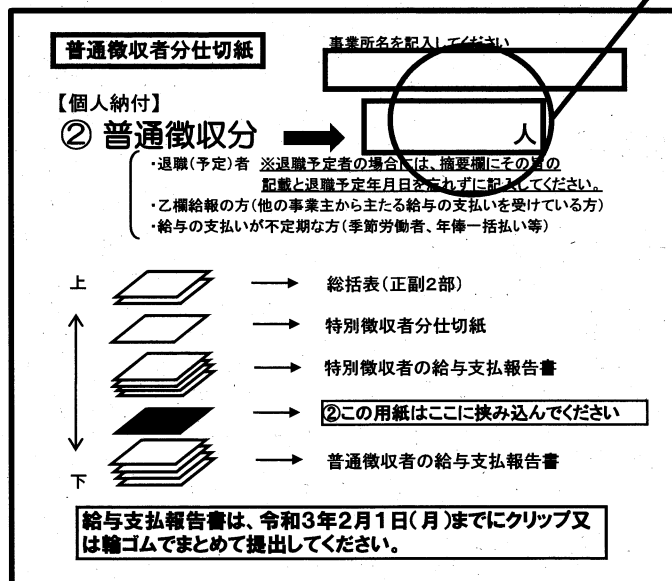
【並べる順番】



①特別徴収分

下記の「特別徴収の対象とならない方」以外の在職中の従業員の方は、パートやアルバイトの方を含めてすべて特別徴収の対象となります。

人数を必ず記載してください。



②普通徴収分

普通徴収(個人で納付)にすることができるのは、次の事由に該当する「特別徴収の対象とならない方」のみです。

- 退職者(退職予定者を含む)
- 乙欄給報の方(他の事業主から主たる給与の支払いを受けている方)
- 給与の支払いが不定期な方(季節労働者、年俸一括払い等)

※特別徴収の対象として給与支払報告書を提出した後に、退職・休職・転勤等によって令和3年度の住民税を特別徴収することができなくなった方につきましては、速やかに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。